

クリナップグループ コーポレート・ガバナンス基本方針

当社は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることを目的とし、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針を定める。

第1章 総則

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的考え方)

第1条 当社は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、以下の基本的な考え方に基づき、コーポレート・ガバナンスの充実に継続的に取り組む。

- (1) 株主の権利を尊重し、株主の実質的な平等性の確保に努める。
- (2) ステークホルダーとの適切な協働を図る。
- (3) 会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
- (4) 取締役会による業務執行機能を実効化する。
- (5) 株主との間で建設的な対話を行う。

第2章 株主の権利・平等性の確保

(株主総会)

第2条 当社は、株主が株主総会議案の十分な検討期間を確保し、適切に議決権を行使できるように、定時株主総会の招集通知を法定期日より以前に発送するとともに、発送より前に東京証券取引所及び当社ホームページにて当該招集通知を開示する。

- 2 当社は、株主総会に出席しない株主を含む全ての株主が、適切に議決権を行使することのできる環境の整備に努める。

(株主の権利・平等性の確保)

第3条 当社は、どの株主もその持分に応じて平等に扱い、株主間で情報格差が生じないよう適時適切に情報開示を行う。

(資本政策)

第4条 当社の資本政策は、企業理念に基づき、株主還元を重要な方針とし、株主価値向上に資するとの考えのもと、財務健全性も考慮のうえ、実施する。

- 2 支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策の実施については、独立社外役員の意見に配慮しつつ、前項の方針に反することのないよう、十分な検討を行うものとする。

(政策保有株式)

第5条 当社は、取引関係の維持・強化、株式の安定等、当社グループの事業活動上必要であると判断する場合、当該取引先等の株式を取得し、保有することができる。

- 2 当社は、前項に基づき保有する上場株式（以下、「政策保有株式」という。）について、当社の成長に寄与するものか等、その保有の合理性につき、取締役会にて検証する。
- 3 政策保有株式にかかる議決権については、当社の保有方針や投資先会社の中長期的な企業価値の向上に資するものであるか否か、当社を含む株主共同の利益に資するものであるか否か、加えて当社グループの経営や事業に与える影響等を定性的かつ総合的に勘案し、議案毎に適切に行使する。

(関連当事者取引)

第6条 取締役会は、関連当事者との取引について、当社グループ及び株主共同の利益を害することがないように監視する。

第3章 ステークホルダーとの適切な協働

(行動基準)

第7条 当社は、取締役、監査役、執行役員及び従業員等が常に倫理的に行動することを確保するため、取締役会において、「クリナップ行動基準」を定める。

(ステークホルダーとの関係)

第8条 当社は、「クリナップ行動基準」を実践し、株主をはじめとするあらゆるステークホルダーと適切な関係を構築することにより、当社グループの企業価値向上に取り組む。

(内部通報制度)

第9条 当社は、内部通報制度に基づく通報に関し、速やかに調査を行うとともに、特に重要なものについては、取締役会又は監査役会へ報告する。

2 当社は、前項の内部通報制度に基づき報告した報告者が、会社により不利益な取り扱いを受けないよう、社内規程により保護を図る。

第4章 適切な情報開示と透明性の確保

(情報開示)

第10条 当社は、公正かつ透明性の高い経営の実現を目指し、法令に基づく開示以外にも、非財務情報を含め、迅速かつ積極的な情報開示を行う。

第5章 取締役会等の責務

(取締役会の役割・責務)

第11条 取締役会は、効率的かつ実効的なコーポレート・ガバナンスを実現することにより、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上を図ることの責任を負う。

2 取締役会は、前項の責任を果たすため、経営全般に対する監督機能を発揮して経営の公正性・透明性を確保するとともに、取締役、経営陣幹部の指名、評価及びその報酬の決定、当社が直面する重大なリスクの評価及び対応策の策定、並びに当社の重要な業務執行の決定等を通じて、当社のために最善の意思決定を行う。

3 取締役及び監査役は年1回、取締役会全体の実効性に関して意見を述べ、取締役会はその意見に基づき取締役会全体の実効性についての評価・分析を行う。また、必要に応じて取締役会の第三者評価を行なう。

(取締役会の構成)

第12条 取締役会は、定款に定める員数の中で、社内規程に従い、多様性、専門性に配慮した適切な人員で構成するものとする。

2 取締役会は、社外取締役又は社外監査役（以下、総称して「社外役員」という。）の独立性に関する判断基準（以下、「独立性基準」という。）を定める。

3 取締役のうち、1名以上は当社が定める独立性基準に準拠した独立社外取締役とする。

(取締役会議長)

第13条 取締役会議長は、取締役会の議論の質を高め、取締役会が効果的かつ効率的に運営できるよう努める。

この責務を果たすために、取締役会議長は、全ての議案について十分な時間が確保され、また、各取締役が適時に適切な情報を得られるように配慮しなければならない。

(内部統制)

第14条 取締役会は、当社グループの業務の適正を確保するため「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定め、内部統制システムの構築と運用状況を監督する。

(監査役会の役割・責務)

第15条 監査役会は、監査活動を通じて、効率的かつ実効的なコーポレート・ガバナンスを実現することにより、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上に向けて、企業の健全性を確保する。

(監査役会の構成)

第16条 監査役会は、定款に定める員数の中で監査の実効性を確保できる人員で構成する。

- 2 監査役のうち、少なくとも半数以上の社外監査役は、当社が定める独立性基準に準拠した独立社外監査役とする。
- 3 監査役のうち少なくとも1名以上は財務・会計に関する相当の知見を有する者とする。

(トレーニング)

第17条 当社は、取締役及び監査役がその役割・機能を適切に果たすために必要なトレーニング及び情報提供を行う。

- 2 取締役及び監査役は、その役割を果たすため、常に能動的に情報を収集し、研鑽を積まなければならない。

第6章 株主との対話

(株主との対話)

第18条 当社は、当社の持続的成長、中長期における企業価値の向上を図るべく、株主との建設的な対話を促進するための体制を整備し、積極的な対話を行う。

- 2 対話の内容やそれにより把握された内容等は、必要に応じて取締役会に報告する。

以 上